バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直 し」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)から提示された「信用リスクに係る標準的手法の見直し」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントが BCBS におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### ≪1:総論≫

## (1) 本見直し案が与える影響

本市中協議案で提案されている信用リスクの標準的手法(SA)の見直しは、小規模銀行を含む全ての銀行のリスクアセット(RWA)計測手法に影響を及ぼし、また見直し内容によっては各銀行のポートフォリオの大きな変更やビジネスモデルの修正等を通じて、実体経済にも影響を及ぼしうるものである。例えば、考えられる負の影響としては、景気悪化時に金融機関の所要自己資本が増加する結果、金融機関による与信提供力が低下しさらに景気悪化を増長するというプロシクリカリティが懸念されること、リスクドライバーをもとにしたリスクウェイト(RW)算定手法をとることにより、①債務者が当該リスクドライバー指標をよりよく見せようとすること、②貸し手側の健全な貸出実務が歪められること、といったことが挙げられる。また、提案されているリスク計測手法は、後に各論で述べるように、リスク感応度の観点で必ずしも適切ではない方法となっている。したがって、本コメントに記載された意見を含め、より広くの意見を踏まえたうえで、第二次市中協議による再検討を行うべきである。

#### (2)十分な水準調整

新たな SA の RW 水準については、現行比大幅な水準引き上げとならないように定量的影響度調査 (QIS) を通じ十分な検証と調整を行うべきである。現時点で提案されている水準は、金融機関、事業法人、株式、居住用不動産等の主要エクスポージャーについて全般的に高い RW となっており、このまま導入すると資本賦課の大幅な引き上げとなる。その結果、RW の高い中小企業からの資金回収を惹起するなどの信用収縮を引き起こす懸念がある。提案されている RW 水準については、分析で裏付けられたデータを示すことを主張する。

また、最終的な RW 水準の決定にあたっては、提案されている SA を内部格付手法 (IRB) 採用行に対するフロアの基準として適用することを仮定するとするならば、 適切な IRB により RWA を算出している場合、即ち、RWA が過小計上されているとはい

えない場合にまでフロアに抵触することがないようなフロア掛目の設定方法とすべきであり、併せて水準調整されるべきである。その際、各国各金融機関の IRB による平均的な RW 水準、あるいは過去の引当率や貸倒実績率などを十分比較検討した上で、どのような方法によりフロアを設定し、その「適正水準」をどこに置くべきか、その影響の大きさを踏まえた慎重な議論が求められる。

#### (3) 準備期間と経過措置の導入

新たな SA の導入に際しては、十分な準備期間と適切な経過措置を導入すべきである。新たなリスクドライバーのデータ収集・算出のためのシステム対応に要する期間や、対応力の比較的乏しい小規模な金融機関も大きな影響を受ける変更であること等を考慮し、規制最終化後、導入までは十分な準備期間を確保すべきである。また、資本賦課水準が急激に上昇することが金融機関の行動に及ぼす影響や、リスクドライバーが取得困難な既存与信への影響等を鑑み、既存与信の除外規定等の適切な経過措置が必要である。

## (4)外部格付の利用

市中協議案は、外部格付の機械的な利用を問題視し、その利用の縮小を提案している。確かに、証券化商品のリスク把握における外部格付への過度な依存が金融危機の拡大につながった可能性はあるが、それとは異なり、一般に金融機関や事業法人の信用リスクの評価の一部として使われ、かつ開示された情報を多く利用して付与されている金融機関や事業法人の外部格付には一定の信頼性があると考えられ、規制資本算出への利用には合理性があると考える。

一方、本市中協議で提案されている、金融機関向けおよび事業法人向けエクスポージャーにおける2つのリスクドライバーのマトリックスによるRW 算定方法は、信用力が高い金融機関・事業法人についてその信用力の高さが十分にRWに反映されない。

こうしたことから、金融機関および事業法人については、外部格付がある債務者については外部格付を参照した RW を採用し、外部格付がない債務者についてのみ各論で提示するような2つのリスクドライバーによるマトリックスを採用することを提案する。また、外部格付利用の妥当性確保のため、適格格付機関の要件を厳格化し、外部格付の信頼性を向上させるといった方策を合わせて実施することを提案したい。

### (5)国内当局による裁量(Local Calibration)

SA を直接採用しているのは、各国の地域に根差した比較的小規模な金融機関が多いため、これらの金融機関への影響やそれを通じた各国各地域の金融システムへの影響について十分配慮することが必要である。

また、各金融機関は、国・地域ごとにそれぞれ異なる法制度、金融経済・市場環境の下固有のビジネスモデルを展開しており、画一的な手法を義務付けることは、特定の国・地域の金融機関に予期せぬ甚大な影響を与え、地域の金融システムを不安定にする可能性がある。例えば、住宅ローン市場は国・法域によって性質が異なり、本邦

のように債務者の返済能力を重視する市場もあれば、担保価値を重視する市場もあり、 こうした違いを看過して画一的な手法を導入することは、適切ではない。

このため、画一的な RW の採用では国内の金融機関・金融システムに与える影響が大きい場合などの一定の条件のもとで、各国当局の RW にかかる裁量 (Local Calibration) を許容する枠組みとすることを提案する。

## ≪2:各論および質問への回答≫

1.銀行向けエクスポージャー

[質問への回答]

質問1. 自己資本比率の指標の選択についてどのように考えるか。特に、CET1 比率は、Tier 1 比率やレバレッジ比率よりも優れた指標であるか。一貫した適用を確保するため、バーゼルⅢに従って算定することを要求することが必要であるという点を支持するか。

バーゼルⅢの規制自己資本比率を採用する点については支持する。

しかしながら、RWの決定要素には、データ入手容易な指標を採用すべきと考える。 バーゼルⅢ未導入国の金融機関は CET1 比率を算出しておらず、また導入済国でも、 全ての金融機関が開示しているわけではないため、より入手が容易な「総自己資本比率」を代替指標とすることを提案する。

質問2. ネット NPA 比率が、銀行向けエクスポージャーに係る信用リスクを識別する ための実効的な指標であると考えるか。資産の質の指標として BCBS が検討すべきそ の他の指標は何か。

ネット NPA 比率についても CET1 比率と同様、全ての金融機関が開示しているわけではなく、データ入手が容易ではない。加えて、デフォルトの定義が法域毎に異なるため、比較可能性の観点からも適切な指標ではない。入手が容易な指標としては、一例として、「BS 上の貸倒引当金/総資産」を代替案として提案する。しかしこの場合でも、定義は法域毎に異なることには留意が必要であり、また、QIS を踏まえた定量的な分析が行われることが望ましい。

質問3. 短期のインターバンク取引について提案される優遇的取り扱いに関してどのように考えるか。

短期のインターバンク取引について RW を引き下げる取扱いには賛同する。ただし以下の理由により、適用の条件を当初マチュリティ3ヶ月以内ではなく、1年以内としたうえで、RW の下限 (フロア) は設定しないことが適切と考えられる。

(1) 適用条件を1年以内とする理由

現行の IRB においては、マチュリティには原則、1年のフロアが適用さているが、一部のインターバンク取引にはフロアを適用しておらず、金融機関向け債権につき短期債権を別扱いする際の閾値には1年が用いられていると解釈する。したがって、SA においても、IRB における区分と整合性を取ることが適切と考えられる。また、一般的な長短の区分は1年であり会計上や金融機関の実務上の取扱とも整合的である。

## (2) フロアを設定しないことが適切な理由

ある会員行の IRB による実績データにもとづく銀行向け与信の RW は残存期間ごとに下表のようになっている。提案されているフロアの 30%とは大幅に乖離があり、フロアを設定することは実態に即さない。

期間	3か月	6 か月	1年	(参考)2.5年
RW	7.1%	7.4%	7.8%	11.6%

なお、「当座預金」・「普通預金」・「外国他店預け」等の流動性の預け金については、 短期債権として取扱が可能であるよう規則において明確化を求めたい。

質問4.銀行向けエクスポージャーの取扱いにおける懸念に対してどのように対処するかに関する提案はあるか。特に、バーゼルⅢの適用を受けない銀行向けエクスポージャーを、一貫かつリスク感応的な方法をもってどのように取り扱うかに関してどのように考えるか。

外部格付を有する債務者に関しては引き続き外部格付を参照して RW を算定し、外部格付を有さない債務者についてのみ質問1、2への回答で提案したリスクドライバーによるマトリックスで RW を算定することを提案する。

外部格付は、CET1、不良債権比率のほか、収益性の指標やレバレッジ倍率、流動性、 預貸率、政府のガバナンスの関与度、国内シェア等、金融機関固有の指標、規制動向、 事業形態等も考慮しており、一定の信頼性があると考えられる。一方、本市中協議で 提案されている2つのリスクドライバーにより RW を算定する方法は、特に信用力が 高い債務者グループについて、その信用力の高さを RW に反映しきれていないため、 外部格付よりも優先して適用されるべきではない。

バーゼルⅢが未導入であったり開示がなされない銀行に 300%という懲罰的 RW を課すことは、実態のリスクを反映しておらず、インターバンク取引の収縮を通じて実体経済に悪影響を及ぼすおそれがあるため、回避すべきである。

### 〔その他の要望・確認事項〕

#### (1) RW の水準

見直し後の SA におけるリスクウェイトレンジは 30~300%となっているが、質問 3 への回答で提案した当初マチュリティ1年以内を短期債権として優遇する措置と併せ、

QIS を通じ現行の SA と同等の 20~150%の範囲とするべきである。

(2) 証券会社やその他金融機関向けエクスポージャーの扱い

証券会社やその他金融機関向けエクスポージャーに関して、健全性規制に服しておりかつリスクドライバーにかかる指標が公表されている場合は銀行と同様に扱い、そうでない場合は事業法人と同様に扱うという点については以下の理由により、再考されるべきである。

すなわち、健全性規制に服するかどうか、リスクドライバーが公表されているかどうかによって、CET1 比率とネット NPA 比率をリスクドライバーとするか、売上高とレバレッジをリスクドライバーとするかが変わるのは、証券会社という1つの事業形態に対して一貫性のない RW 算出定義を設定することになり、適切な枠組みではない。また、そもそも証券会社やその他金融機関向けエクスポージャーに関してこうしたリスクドライバーが妥当かどうか、また証券会社やその他金融機関にバーゼルIIIベースの CET1 比率やネット NPA 比率の開示を求めることが妥当か、疑問である。

- (3) その他、銀行向けエクスポージャーに関して下記の点を要望・確認したい。
  - ① エクスポージャーの対象となるエンティティの単体ベースの数値を優先して 採用すべきとの扱いについては回避すべきである。現状、IRB において RW 引 上げの対象となる大規模金融機関の判定には連結ベースの財務諸表が使用さ れており、IRB での取扱いと不整合となっていること、また多くの銀行は連結 グループを形成していて単体ベースと連結ベースの計数が大きく乖離してい る可能性があること、入手可能性で単体/連結を判断すると恣意性が働く可能 性があること、がその理由である。
  - ② 参照する CET1 比率(または本意見書で代替案として提案する総自己資本比率) は、経過措置適用ベースのものか、完全実施ベースのものであるか、明確化すべき。
- 2. 事業法人向けエクスポージャー

[質問への回答]

質問5. リスクドライバーの選定とその定義(特に、レバレッジ倍率にオフバランスシート・エクスポージャーを組み込むこと)についてどのように考えるか。事業法人向けエクスポージャーの信用リスクをより適切に反映するその他のリスクドライバーはあるか。

外部格付を有する債務者に関しては引き続き外部格付を参照して RW を算定し、外部格付を有さない債務者についてのみリスクドライバーによるマトリックスで RW を算定する方法を提案する。

外部格付は、収益性の指標やレバレッジ倍率、流動性、親会社の信用力、国内シェア、事業形態等も考慮しており、一定の信頼性があると考えられる。一方、本市中協

議で提案されている2つのリスクドライバーにより RW を算定する方法は、特に信用力が高い債務者グループについて、その信用力の高さを RW に反映しきれていない。例えば、提案されている最低 RW 60%は、デフォルト時損失率 (LGD) 45%とマチュリティ2.5年を前提とした場合、IRB における PD が約0.36%の債務者に対する RW に相当する。この PD 水準は例えば S&P の BB~BBB 格の債務者のデフォルト率 (PD) 水準と同等であり、投資適格以上の債務者の信用力が十分に反映されていないといえる。なお、提案されている2つのリスクドライバーについては、以下が問題点であると考える。そのため、リスクドライバー選定の根拠を示すとともに、広く代替案を議論すべきである。

#### (1) 売上高

- ① 中小企業やアーリーステージの企業に対する RW が高くなり、銀行本来の信用創造機能の発揮や優良な中小企業等の資金調達に悪影響を及ぼしうる。日本の全企業のうち 99.7%が中小企業であり、中小企業の 95.6%、個人事業主のほぼ 100%が売上高 5 億円以下である。こうした階層を一つの区分にまとめ、RW を現行の 100%から引き上げることとなる市中協議文書の売上区分は、企業のリスクを適切に反映しているとは言い難い。詳細は質問 6 への回答を参照されたい。
- ② 売上高は規模を勘案するための指標として採用したと思われるが、収益性が表現されず、赤字の場合もマイナスの評価にならないという欠点がある。

## (2) レバレッジ倍率

- ① 財務の健全性を測るための指標として採用したと思われるが、業種特性により水準が大きく異なる点が考慮されていない。鉄道、電力などPDは低いが業種特性上、高レバレッジとなる業種のRWが不当に引き上げられることとなる。また、製造業の販売金融会社やグループファイナンス会社も、高レバレッジとなるが、親会社の信用力にもとづき親会社事業と実質一体で評価すべきであり、単体でレバレッジを評価すると実態の信用力を過小評価することになる。
- ② また、オフバランスシート・エクスポージャーを考慮することについては、各法域で会計実務や開示基準が異なることにより、計測結果のバラつきが拡大し、また計測の複雑性が増すことから、反対する。

なお、一般に財務諸表の計数をリスクドライバーとした場合、各国の会計・税制の 違いが RW に反映されてしまうこと、業種特性が RW に反映されないこと、非上場企業 の不正会計を誘発する要因となることなどが懸念される。 質問6.提案されている取り扱い案、特にSMEに関する取り扱いの妥当性、およびスタートアップ企業に対する緩和された取り扱いについてどのように考えるか。

リスク感応度の低い SA では、銀行自身はリスクが低いと判断するにも係らず、規制上はリスクが高いという状況が生じる可能性がある。この場合、銀行のリスク判断よりも資本規制が優先されてしまう。特に「売上高」等規模の指標をリスクドライバーとした場合、実体経済を支える健全な中小企業への融資に悪影響が生じる可能性がある。よって、以下を勘案し、中小企業に対しては軽減された RW を適用することを強く主張する。

- (1) 中小企業を中心とする小口与信先については、分散効果があり、また IRB の枠組 みにおいても考慮されているとおり、システミック・リスクファクターとの相関 も低いと考えられるため、ポートフォリオ全体でみれば RW が低い水準に収まる。
- (2) 一般的に中小企業向け融資は担保により保全されている比率が高い。いくつかの会員行においては、中小企業向けエクスポージャーのLGDと事業法人向けエクスポージャーのLGDを比較すると、前者の方が10%程度低くなっており、中小企業向けエクスポージャーの方が保全されている傾向にあるといえる。こうした保全効果が、2つのリスクドライバーによるマトリックスには反映されない。
- (3) 中小企業は資金調達の手段が限定的であり銀行からの融資への依存度が高い。上記が勘案されず、中小企業向けに軽減された RW が適用されないならば、銀行からこうした中小企業への円滑な資金供給が阻害され、実体経済全体に負の影響を及ぼす可能性が高い。

また、中小企業やアーリーステージの企業以外にも、購入債権のオブリガーや小口リース債権、公社債発行企業等、ファンドの裏付資産等、財務の取得が難しい事業体や、非営利法人、信託、組合、学校など一般企業と同様のリスクドライバーが馴染まない事業体が存在する。こうした事業体に対して1つのマトリクスで画一的に RW を判断するべきではない。特に、こうした事業体の財務の取得ができないからといって300%のRWを設定することはリスク感応度の観点からバランスを欠いているといわざるを得ず、金融仲介機能の低下を招きうることから、回避すべきである。

質問7.本提案のリスク感応度について、過度に複雑さを増すことなく、更に高める ことができると考えるか。

法人向けエクスポージャーに関して言えば、簡素さとリスク感応度とはトレードオフの関係にあるため、複雑さを増すことなくリスク感応度を高めることは困難である。本意見書では、外部格付が取得可能な場合はまず外部格付を利用し、取得可能でない場合にのみリスクドライバーによるマトリックスで RW を算定することで、リスク感応度を高めることを提案する。

質問8. 特定貸出債権カテゴリーを導入することによって、標準的手法のリスク感応度と IRB との整合性が向上するという点について合意するか。

特定貸付債権の区分を導入することには賛成するが、特定貸付債権のRWを事業法人向けエクスポージャーと同じリスクドライバーで判定することには反対する。特定貸付債権は、事業継続を前提とする事業法人向け与信と異なり、キャッシュフローを裏づけとした債権であることから、「売上高」「レバレッジ倍率」で信用リスクを測定することは実態に合わない。したがって、LTV、DSCR等金融機関の実務で一般的に用いられる指標を適用するか、現行のSAのRWである100%とすべきである。

## 〔その他の要望・確認事項〕

#### (1) RW の水準について

事業法人向けエクスポージャーのRWについては現行のSAにおける水準(20-150%)の中で適用を検討すべきである。本市中協議はSAにおける所要自己資本の額を全体的に引き上げることを企図したものではないとのことであるが、標準的手法の採用行を主体とするデータベースの試算によるとRWA量は約1.3倍に増加するなど、提案された内容では資本賦課水準が大きく引き上げられ、与信圧縮による実体経済への悪影響が懸念される。また、SAによるフロアがIRBにもとづくRWAを上回る水準で導入された場合、売上高とレバレッジ倍率のみを元に融資判断を行うといったリスク管理の後退を招く懸念がある。

また、事業法人のリスクドライバーである売上高およびレバレッジ倍率を算定する ために必要なデータを入手できなかった場合に適用される 300%の RW は、債務超過先 と同等であり過度に保守的であることから、見直されるべきである。

#### (2) 債務超過先の RW について

現行のSAにおいて延滞先のRWが150%であることと比しても債務超過先のRWが一律300%というのは過度に保守的である。例えば、債務超過であっても当期利益が黒字の債務者に関しては、赤字の債務者よりもRWを軽減することが妥当と思われる。

# 3. 劣後債・株式のエクスポージャー

### 〔要望事項〕

### (1) 劣後債の RW

一律 250%の RW 適用は合理的ではなく、債務者毎の信用リスクを反映した RW を適用すべきである。 RW は、法人向けエクスポージャーの RW をもとに、劣後債権と普通債権の回収率 (LGD) の差異を反映して決定することを提案する。

#### 【バーゼル新 SA 案 (劣後債 250%) の不合理性】

当該案は、バーゼルⅢの「金融機関の資本性調達手段に係る扱い (資本控除または 250%)」を準用したもの (250%計上のみ)。

金融機関の資本性調達手段の扱いは、ダブルギアリングによる金融システム不安定 化防止を目的としたものであり、法人への適用は不合理である。

#### 【軽減 RW の提案】

信用リスクの反映に際しては、法人向けエクスポージャー(普通債権)算定用のRWをベースとし、劣後債が普通債権に比べ回収の点で劣後することを考慮し、RWは両者のLGDの差異を反映させて決定することが妥当。すなわち、基礎的内部格付手法(FIRB)における当局指定LGD値は劣後債75%、普通債権45%であるので、この比率を適用し、劣後債のRWを法人向けエクスポージャーの1.67倍(=75%÷45%)とすることを提案する。

#### (2) 株式の RW

バーゼルⅡのパラグラフ 352 に該当する株式については、キャピタルゲインの期待がある株式投資とは区分して、「信用リスク」にもとづいた RW を適用すべきである。 信用リスクにもとづく RW は、法人向けエクスポージャー算定用の RW をもとに、株式と普通債権の回収率(LGD)の差異を反映したもの、とすることを提案する。

キャピタルゲインを期待しない長期株式保有は、キャピタルゲインの期待がある株 式投資とは性質、基礎となるリスクが全く異なる。

したがって、長期株式保有の RWA 算出に当たっては、価格変動リスクではなく信用 リスクを反映した RW を適用すべき。

## 【バーゼル新 SA 案 (上場 300%/非上場 400%) の不合理性】

当該案は、バーゼルII / IRB の「マーケットベース方式の簡易手法」で採用されている「価格変動リスク」にもとづいて算出した RW だが、バーゼルルール (revised text パラグラフ 352) で長期保有株式には、他の目的の株式投資とは異なる RW 算定を認めているように、投資の性質により重視すべきリスクの対象は異なる。短期間での売却を前提として保有する株式の価値の決定には、発行者の信用状態よりも市況全体の動きがより強く影響するため価格変動リスクを重視した RW を適用することが妥当であるが、株式を長期保有する場合、その価値は短期の市況変動よりも発行者の信用状態に強く影響されて決まると考えられることから、RW も価格変動リスクより発行者の信用リスクを重視して決定することが妥当である。

#### 【発行者の信用リスクにもとづく RW の提案】

信用リスクの反映に際しては、法人向けエクスポージャー(普通債権)算定用のRWをベースとし、株式が普通債権に比べ回収の点で劣後することを考慮し、RWは両者のLGDの差異を反映させて決定することが妥当。すなわち、FIRBに於ける当局指定LGD値は株式90%、普通債権45%であるので、この比率を適用し、バーゼルIIのパラグラフ352に該当する株式については、RWを法人向けエクスポージャーの2倍(=90%÷45%)とすることを提案する。

ただし、長期保有する株式に全く価格変動リスクが存在しないわけではないため、 これを反映すべくRWに一定のフロアを設定することには合理性があると考えられる。

#### (3) ETF の取扱

ETFには、株式/債券/ローン等、様々な投資対象のものがあるが、上場株式として 取り扱うことのほかに、ファンドとしてルックスルーする取扱いも可能か確認したい。

## 4. リテール向けエクスポージャー

[質問への回答]

質問9. 特定の商品の特定のリスクウェイトを適用することが適切な下位カテゴリーに区分するか、あるいはすべてのリテール向けエクスポージャーのリスクを評価するために使用することができる簡素なリスクドライバーを提案するかのいずれかによって、規制上のリテール・エクスポージャーの取り扱いのリスク感応度をどのように向上することができるかを、裏付けデータ・資料とともに、提案ください。

リテール・エクスポージャーはマス商品から生じるエクスポージャーであり、個々の債務者の信用状態を把握することは困難。したがって、基本的には現行 SA の 75% の一律適用にて問題ないと考える。ただし、仮に無条件に取消可能なコミットメントに一律 10%の残高認識を課す場合、クレジットカード(やカードローン)の空枠から生じる残高には低 RW を適用することを提案する。クレジットカード(やカードローン)は休眠状態にあるものが多くあり、その保有者の PD は極めて低いことから、低い RW を課すことが妥当なためである。

# 5.居住用不動産を担保とするエクスポージャー

「質問への回答〕

質問 10. (付属文書 1 パラグラフ 40 と 41 に定義されている) LTV 比率および (または) DSC 比率が、居住用不動産によって担保されたエクスポージャーに関するローンのデフォルトおよび (または) それについて発生した損失に関する十分な予測力を有しているという点を支持するか。

一般論としてLTV 比率と DSC 比率が信用リスクを測る指標として有用であることには同意する。

しかしながら、下記の意見を付したい。

地域による不動産市場や融資慣行の違いを勘案すべきである。即ち、返済能力を重視したリコースローン (本邦のように新築志向が強く中古物件の流動性が高くない法域で一般的) と、担保価値に依存したノンリコースローンとで異なる扱いを検討すべきである。

債務者に償還請求するリコースローンは、債権の健全性を判断する上での担保価値の重要性はノンリコースローンと比較して相対的に低くLTVが高い。また、DSC比率がより重要である。こうした商品特性を勘案し、リコース用とノンリコース用の二通りのRW表を設けるべきである。加えて35%以下のDSC比率を細分化し、より低いDSC比率のエクスポージャーに対し低いRWを適用すべきである。

質問 11. LTV 比率と DSC 比率の測定についてどのように考えるか (特に、LTV 比率の算定に当たって、物件価値をローン取組み時点で算定された価値を維持するようにし、時間の経過とともに DSC 比率を更新することはしない)。

DSC 比率の構成要素である年収については、税引前のデータを用いることを許容すべきである。税負担率が同一であっても間接税中心の法域では直接税中心の法域よりも税引後収入の水準は高くなると考えられるため、債務者の返済能力を法域を超えて画一的に測るためには、税引後年収ではなく税引前年収を用いるべきである。また、税引後の概念が「国税、地方税、社会保険料」のどこまでを想定したものかも不明瞭である。

質問 12. DSC 比率に関して所定の閾値を使用することは、リスクを識別し、国・地域間の比較可能性を確保する上で適切な方法であるかに関してどのように考えるか。適切な方法ではないと考える場合、一貫した結果となることを確保しつつ、合理的で簡素な代替的手法案または修正案をご提案ください。

LTV の閾値の6区分に対して、DSC の閾値は2区分しかなく、偏りがある。また、その閾値が35%と高水準であるため、高収入の顧客層のリスクが低いことが反映されない。したがって、DSC の区分については4、5区分に細分化し、DSC が低い先はよりRW 水準を引き下げるべきである。

質問 13. 提案されている手法において、過度に複雑さを増すことなく、リスク感応度を向上させるため、BCBS が検討すべきその他の、追加的なリスクドライバーがあればご提案下さい。

## (コメントなし)

[その他の要望・確認事項]

#### (1) RW の水準について

居住用不動産を担保とするエクスポージャーの RW については、少なくとも RW 80% ~100%の区分はリテール向けの現行 RW である 75%以下の水準とすべきである。本市中協議は SA における所要自己資本の額を全体的に引き上げることを企図したものではないとのことであるが、LTV100%以下の部分は35%から25%~80%(平均値:47.5%、中央値:45%)となり、LTV100%超の部分は75%から80%~100%となっており資本賦課水準の引き上げとなるためである。

6. 商業用不動産を担保とするエクスポージャー 「質問への回答」

質問 14. 上記 2 つの選択肢のうちいずれが、商業用不動産によって担保されたエクスポージャーに対するリスクウェイトの取り扱いを決定するに当たって最も適切であると考えるか。

質問 15. その他の選択肢として、過度に複雑さを増すことなく、商業用不動産のリスク感応度を慎重に向上することができる他の選択肢は何か。

基本的にはオプションAを支持する。商業用不動産向け与信であっても、リコースローンは債務者に請求可能であり、回収原資は担保不動産の価値のみによらない。したがって、LTVでのRW決定はノンリコースローンのみに限り、リコースローンは独立カテゴリーとして扱わず、事業法人向けエクスポージャーと同様、カウンターパーティのRWを適用すべきと考える。ただし、担保によるリスク削減効果を反映するべきと考える。

7. 通貨ミスマッチのあるエクスポージャーに対する RW の追加 〔質問への回答〕

質問 16. リスクウェイトのアドインは、リテール・エクスポージャーおよび商業用不動産により担保されたエクスポージャーに対してのみ適用すべきであるという点に合意するか。より簡素な方法で当該リスクに対処するその他の選択肢として何があるか。

リテール向けのみに為替リスクをアドオンすることは公平性を欠くため、通貨ミスマッチによる RW のアドオンは不要である。

8. オフバランスシートエクスポージャー [質問への回答]

質問 17. 標準的手法において CCF が適用されるカテゴリーが適切に定義されている と考えるか。

コミットメントについて、現行の SA と FIRB の間で掛目が異なることから、SA と FIRB の CCF を一致させることについては賛同するものの、CCF 掛目の一方的な引き上げ (20%、 $50\% \rightarrow 75\%$ ) となっていることから、CCF75%を適用するのではなく、SA、 FIRB 双方の CCF の水準について QIS を通じて水準調整されるべきである。

質問 18. 各 CCF カテゴリーに割り当てられた商品が引き出される確率が同じであり、 CCF が示唆する確率が正確であるという点を合意するか。回答に当たって実証的な裏 付けを提供ください。

## (1) 無条件で取消可能なコミットメント

無条件で取消可能なコミットメントに関して CCF10%とするのは過度に保守的であり、引き下げを検討いただきたい。特に、リテールにおけるクレジットカード商品に係るコミットメントの CCF については、利用実績データにもとづき 0.7%とすることを提案する。また、もし CCF を一律 10%とする場合には、リテール・エクスポージャーの RW を現行の一律 75%から見直し、利用残高の無いカードについては低い RW を適用するなど、エクスポージャーのリスク特性に応じて異なる RW を適応するよう変更すべきである。

## 【軽減掛目 0.7%の根拠】

ある当協会加盟行が発行しているクレジットカード商品の直近 2 年間の利用実績データ(各月末)では、信用枠の使用率の最低値と最高値を比較すると、最低値が 5.73%に対し、最高値は 6.35%となっており、その差は 0.62%とわずかである。最低値時点での未使用コミットメント額(信用供与総額の 94.27%)に対する割合である 0.66%(=0.62%/94.27%)は、カード商品の未使用コミットメント額から生じる追加利用率の最大幅に相当するものであり、CCF として採用することを提案する。

#### 【一律に CCF10%を適用する場合の RW 軽減の根拠】

IRB における CCF は、債務者がデフォルトする際の追加引き出し率を表すため、RW は個々の債務者の PD を反映して決められる。このため、IRB では全てのコミットメント未使用額に一律の CCF を適用しても、債務者の信用リスクに応じて RW が調整される。例えば、信用力が高い債務者と低い債務者のコミットメント未使用額は、同一の CCF 適用により同額のエクスポージャー額を生じるが、前者の RW は低く、後者の RW は高くなる。

一方、SA においてはリテール・エクスポージャーの RW は 75%で固定されており、債務者の PD は反映されない。つまり、信用力が高い債務者と低い債務者のコミットメント未使用額は、同額の RWA を生じてしまうことになる。

マスマーケットを対象とする商品であるクレジットカードでは、発行後に個々の債務者の信用状態を把握することは困難だが、取引状況から合理性のある PD の 差異を想定し、RW の設定に一定の差異を設けることは可能である。

ある当協会加盟行が発行しているクレジットカード商品の実績データでは、同社発行のカードにおける信用供与総額の約3割が利用残高の無い休眠状態にあるカードとなっている。こうした休眠カード保有者のPDは稼働カード保有者のPDに比べ著しく低いと考えられるが、上述のようにIRBではその差がRWに反映されるものの、SAでは反映されない。これは不合理であるため、クレジットカードについては利用残高の有無等によって異なるRWを適用すべきである。

## (2) 通常のコミットメント

通常のコミットメントに関しては一律 75%の掛目は過度に保守的であり、60%の掛目適用を提案する。提案されている 75%という掛目は、FIRB におけるデフォルト時引出率を準用した数値であり、空枠残額に対する 75%の追加使用は過大と考える。ある会員行の先進的内部格付手法 (AIRB) における CCF 推計値は 50%台後半で推移していることを踏まえ、掛目水準は 60%が適切と考える。

## 9. その他

〔質問への回答〕

質問 19. 延滞債権について現在検討されている代替的な取り扱いについてどのように考えるか。

現行の取扱いにおいて、個別引当を考慮のうえで通常債権よりも高い RW が適用されており、特段の問題はない。

質問 20. MDB について提案されている取り扱いを支持するか。

(コメントなし)

質問 21. どのようなエクスポージャーが「その他の資産」として分類されるか。100% のリスクウェイトは適切であるか(可能であれば、裏付けデータ・資料を提供ください)。

会計上の「その他資産」に計上される資産のほか、主に「固定資産」が分類される。これらの資産は主に債権ではなく物権であるため、債務者が存在せず、債務者の信用リスクに応じてRWを決めることができない。しかしながら、こうした資産も滅失して損失を生じるリスクを内包している。このため、信用リスクとは異なるものの、保有資産につき国際基準行に求められる最低自己資本比率である8%を維持する資本準備の必要を意味するRWである100%を適用することは妥当と考える。

質問 22. 適格金融資産担保の定義について、上記の代替案についてどのように考えるか。

(コメントなし)

質問 23. 表 4 にある、水準を再調整された当局設定のヘアカットについてどのように考えるか。また、格付への参照を、当局設定のヘアカットテーブルから除く方法についてご意見を伺いたい。外部格付の参照を廃止することによってどのような影響があると考えるか。

事業法人・金融機関等の外部格付は、過去の証券化商品と比較して頑健であること を踏まえると、シンプルでリスクセンシティブという点で優れた指標である外部格付 の利用を排除すべきではない。

## 質問24. 提案された保証会社の適格性基準についてどのように考えるか。

ECA (Export Credit Agency) ファイナンス等も、厳密なソブリンではないが、公的保証と言えるため、適格保証として扱うべきと考える。

- 10. その他全体に関する確認・要望事項
- (1) 他の規制への影響

安定調達比率 (NSFR) では、信用リスクの標準的手法にもとづく RW が 35%以下 の貸出金について所要安定調達額(RSF)掛目が軽減される扱いとなっている。した がって信用リスクの標準的手法が見直されることによって NSFR の数値も連動して変化することとなるため、慎重な検討が必要と思われる。

- (2) IRB 採用行における適用除外分については、RWA における重要性が低い部分であるため、事業法人向けエクスポージャーについては一律 100%の RW を適用するなどの簡便な取扱いを許容すべき。
- (3) ルール最終化時には次の事項を明確化いただきたい。
- 会計基準の違いは、そのまま受け入れてよいか。
- ・ 法人向け債権において、連結、単体のいずれを用いるか。

以上